学校支援ボランティア派遣事業実施要綱

(目的)

第1条 本事業は、通常学級に在籍する発達障害等、障害のある児童生徒の学習支援のため、学生ボランティアを派遣し、学校の学習環境の維持改善を図ると共に、学生には社会貢献により視野見聞を広め、以て大学の行うキャリア教育の一助とすることを目的とする。

(名称)

第2条 本事業を学校支援ボランティア派遣事業と称する。

(対象)

第3条 市内小中学校。

(期間)

第4条 本事業は平成29年4月1日から平成30年3月31日までの期間とする。

(船橋市の責務)

第5条

- (1) 学生派遣にあたっては、船橋市教育委員会と当該大学との間で派遣に係る協議をする。
- (2) 船橋市教育委員会は、派遣事業校に学生を派遣する。
- (3) 本事業の運営に係る事務局を、総合教育センター教育支援室におく。
- (4) 船橋市は、本事業に係る学生の活動中の不測の事故に備えてボランティア保険に加入する。
- (5)) 船橋市は学生に対し報償費を支弁するものとする。

(派遣事業校の責務)

第6条 派遣事業校は、校内委員会及び特別支援教育コーディネーターを中心に総合的な教育支援体制を整備すると共に、効果的な学生の活用に努める。

(附則)

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。